

いじめ防止基本方針実践のための行動計画

真岡市立西田井小学校

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

- ① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ防止・早期発見に係る委員会」

《定期開催》を組織する。

ア 委員

西田井小学校全教職員

イ 実施する取り組み

i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての指導計画の立案
- ・ いじめに関するアンケート（毎月1回）
- ・ いじめ相談窓口の設置
- ・ 校内研修会の企画

ii 早期発見対策

- ・ いじめ把握のためのアンケートの実施と結果分析
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有

- ② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会〈随時開催〉」を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、市教委派遣の外部専門家

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者への指導、支援
- ・ 傍観者への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域（児童委員、民生委員）との連携

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- 学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるために基盤となる道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、いじめサミットを開き、児童が取り組めることを話し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、学校教育全体を通してしっかりと指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心掛けるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・PTAと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校ホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、改善を図る。

(3) ネットいじめへの対応

- ① 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導し、積極的な情報モラル教育に努める。

- ② 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

いじめを早期に発見するためには、日常的に注意深く観察するとともに、情報の収集に努める。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 日常の観察を細かく行う。
 - ア 交友関係の変化
 - イ 体調の変化や表情の変化
 - ウ 服装の乱れや言葉遣いの変化
 - エ 欠席状況、遅刻・早退の状況
 - オ 持ち物の紛失や持ち物の変化
 - カ 金銭の使い方の変化
 - キ 保健室への訪問回数等
 - ク いじめのアンケートの実施

② 本人・保護者等からの訴えに応える教育相談体制を整える。

③ 気になる児童生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

4 いじめの早期対応

(1) いじめのサインを見逃さず、大きな問題に発展しないように速やかに指導を行う。

- ① 秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、担任が精神的な支えになる。
- ② 学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ③ 情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ④ 共遊の時間を大切にするとともに、居がい感のある学級づくりに努める。

(2) 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ① 秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど、安心感を与える。
- ② 本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ③ いじめが解決するまで、最後までしっかりと守ることを伝える。
- ④ 基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ⑤ 担任に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ⑥ 特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に児童指導主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。

(3) いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ① いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ② 必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ③ その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

5 いじめていた児童・保護者への対応

(1) 保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。

(2) いじめていた児童に対しては、なぜいじめてしまったのか理由を聞き、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的にもつ。

(3) 指導後の様子について、継続的に観察していく。

6 いじめられていた児童・保護者への対応

- (1) 保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- (2) 二度といじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- (3) いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れることを約束する。
- (4) 指導後も休み時間や本人の表情などを観察し、適宜声かけを行う。

7 いじめの概要説明と今後の対応

- (1) 校長は、職員打合せ等で職員に事故の概要について説明するとともに、児童指導の徹底を図るように指示する。
- (2) 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- (3) 校長は、必要に応じて保護者宛て通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- (4) 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、規範意識の育成に努める。
- (5) いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の問題として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- (6) 「いじめ不登校対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- (7) 必要に応じて、PTA・関係機関の協力を得る。

8 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童とその保護者及びいじめた児童とその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会（いじめ防止・早期発見対策に係わる委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。